



米国におけるバーチャル株主総会の利用状況 —新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2020 年定時株主総会の動向— 執筆者: 辰巳 郁

1. はじめに

2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「コロナウイルス」という)の世界的な拡大により、各企業を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。

米国においては、例年多くの上場企業の定時株主総会が開催される 4 月～6 月の時期にコロナウイルスが猛威を振るい続けていたことから、その拡大を阻止するために連邦・州・地方自治体のそれぞれが連日様々な対応策を公表し、その中には米国における定時株主総会の開催方法や運営に大きな影響を与えるものも含まれていました¹。その後、地域によっては徐々に深刻な事態を脱しつつあり、事業活動の再開に向けた動きも出てきていますが、依然として予断を許さない状況にあります。

そこで、本稿では、これらの対応策を受けた米国上場会社の 2020 年定時株主総会の動向について分析を行い、その内容をご紹介します²。

2. バーチャル株主総会の浸透

バーチャル株主総会の方式は、大きく、(i)物理的に株主総会の開催場所を設けつつ、当該開催場所に来場しない株主がインターネット経由で株主総会に参加する類型(以下「ハイブリッド型」という)と、(ii)物理的には株主総会の開催場所を設けず、全ての株主がインターネット経由で株主総会に参加する類型(以下「バーチャルオンリー型」という)とに分けられます。以下に見るとおり、米国の 2020 年定時株主総会においては、バーチャルオンリー型が爆発的に普及したといえます。

¹ 詳細については、辰巳郁「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を受けた米国バーチャル株主総会の動向」西村あさひ法律事務所北米ニューズレター2020年4月9日号参照。

² 本稿は、辰巳郁「ドイツ、アメリカにおけるバーチャル株主総会の最新動向(仮題)—第2部 アメリカ—」(近日中に刊行予定の資料版/商事法務436号(2020年7月号)に掲載予定)の一部を速報的に紹介したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

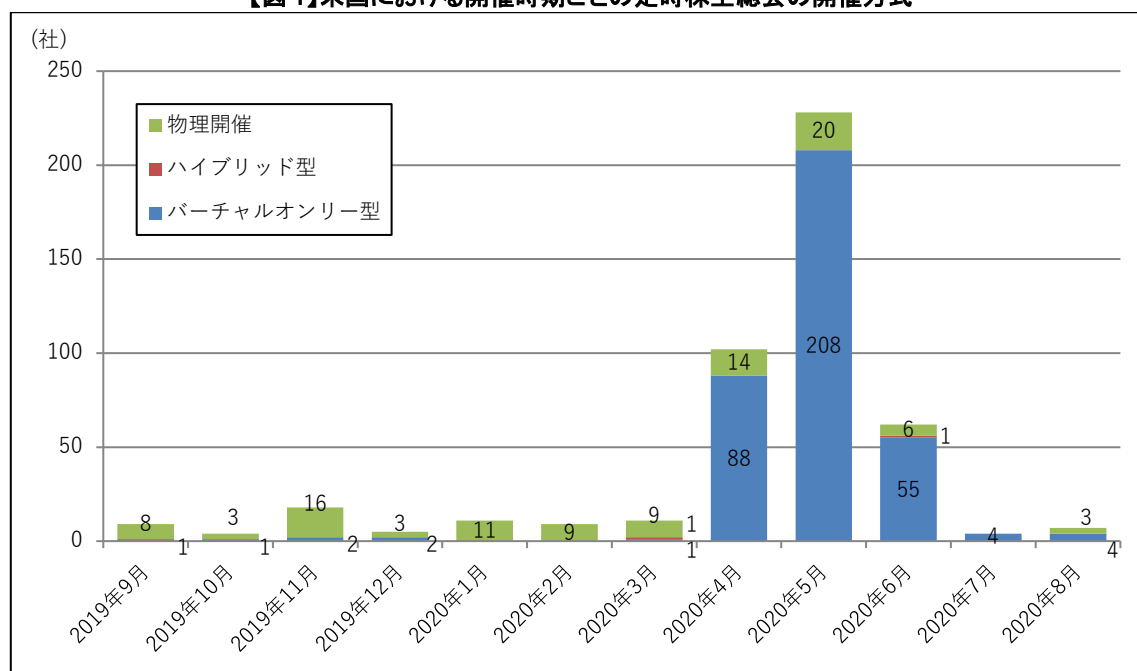
本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ここでは、米国での定時株主総会の開催の実態を検証するため、米国の証券取引市場における代表的な上場会社から構成される S&P 500 の構成銘柄 500 社のうち、米国以外の国の法律を設立準拠法とする 28 社を除く 472 社について、直近の定時株主総会の開催状況を調査しました³。その結果、定時株主総会をバーチャル株主総会を採用して行ったことが確認できる会社は 368 社(78.3%)、このうちバーチャルオンリー型を採用した会社は 365 社(77.3%)に上りました⁴。これには、Alphabet 社(旧 Google 社)、Amazon 社、Facebook 社といった IT 関連の著名大企業のみならず、General Motors 社、General Electric 社、Exxon Mobil 社、Johnson & Johnson 社、Pfizer 社、Dow 社、AT&T 社、Bank of America 社、Walmart 社等、各業界において米国を代表する企業が含まれています。

また、このようなバーチャル株主総会の開催状況は、コロナウイルスの影響を色濃く受けたものであると考えられることから、前記の 472 社の定時株主総会の開催時期に応じた開催方式の分布を図示すると、【図 1】のとおりです(2020 年 7 月 19 日現在)。

【図 1】米国における開催時期ごとの定時株主総会の開催方式



米国においては、事業年度の末日を 12 月 31 日とする会社が相対的に多く(前記の 472 社のうち、345 社が該当)、この場合、ほとんどの会社は定時株主総会を 4 月～6 月の時期に開催しています(当該 345 社のうち、342 社が 2020 年 4 月～6 月に定時株主総会を開催)。もっとも、2020 年は、この時期に全米各地でコロナウイルスの感染拡大が深刻化していたこと、また、バーチャルオンリー型の採用を容易にする各種の施策⁵が講じられたことも影響して、調査対象の 472 社のうち 2020 年 4 月～6 月に定時株主総会を開催した 392 社では、そのうち 351 社(89.5%)と 9 割近くもの会社がバーチャルオンリー型を採用したことが明らかとなりました。もちろん、このような傾向はコロナウイルスの影響を受けた一過性のものにとどまる可能性が高いと考えられますが、来年以降も一定程度の会社はバーチャルオンリー型を採用し続ける可能性もあり、引き続き注視を要すると考えられます。

なお、ハイブリッド型を採用した会社は極めて少数にとどまりました。調査対象の 472 社では、NetApp 社(2019 年 9 月 12 日開催)、F5 Networks 社(2020 年 3 月 12 日開催)、Omnicom Group 社(同年 6 月 9 日開催)の 3 社のみ、2020 年 4 月～6 月に定時株主総会を開催した 392 社では、Omnicom Group 社の 1 社のみが該当することとなりました。米国においては、従前からハイブ

³ 米国においては、株式時価総額がそれほど大きくない会社を中心にバーチャル株主総会の採用が進みつつあるとの指摘もあるため、いわゆる大型株からなる S&P 500 の構成銘柄のみを調査対象とすることは十分でないおそれもあります。もっとも、ここでは米国を代表する企業群におけるバーチャル株主総会の利用実態を把握することを優先しています。

⁴ 米国全体では、1,500 社に達すると見込まれるとの指摘があります。Joseph A. Hall, Betty Moy Huber & Paula H. Simpkins, *Top 10 Key Trends at 2020 Proxy Mid-Season* (<https://www.davispolk.com/publications/top-10-key-trends-2020-proxy-mid-season>) 参照。

⁵ 例えば、(i)州法上バーチャルオンリー型を許容し、又はその利用を容易にする各州における行政命令の発出、(ii)米国証券取引委員会(the Securities Exchange Commission)のスタッフによるガイダンスの公表、(iii)議決権行使助言機関の方針の公表が挙げられます。詳細については、辰巳・前掲(注 1)参照。

リッド型を採用する企業は相対的に少数であり、近時は特にその割合が減少しつつありましたが、2020年はコロナウイルスの影響でこのような傾向がより顕著な形で現れたといえます。

3. 開催方法の変更

米国における2020年の定時株主総会に関しては、その開催に向けた手続を例年どおり進行させつつあった会社でも、コロナウイルスの急速な拡大を受け、手続の途中で開催方法を変更した会社が多く生じたことも特徴的であったと考えられます。

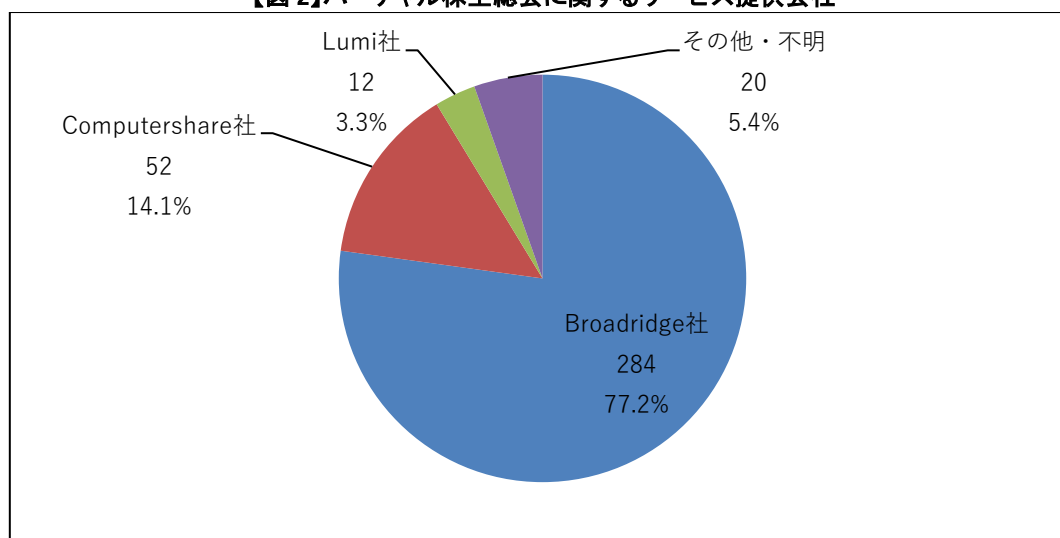
具体的には、調査対象のうち2020年4月～6月に定時株主総会をバーチャルオンリー型により開催した351社(前記2参照)では、当初の開催方法を変更してバーチャルオンリー型によることとした会社が207社(59.0%)に上ります。特に2020年4月に定時株主総会をバーチャルオンリー型により開催した88社でいえば、実に78社(88.6%)がこのような変更を経てバーチャルオンリー型での開催に至っていました。切迫した事態を迎えながらも、行政の対応と実務の運用が適切に呼応した状況が見取れます。

4. サービス提供会社の存在

米国においてバーチャル株主総会を開催する場合、大部分の会社はその運営を補助するサービス提供会社を利用する必要があります。そして、通常であれば、いずれの会社を利用しているかは、株主に通知されるURLアドレスの記載から把握できます。

調査対象の472社で定時株主総会をバーチャル株主総会を採用して行ったことが確認できる368社(前記2参照)が利用していたサービス提供会社は、【図2】のとおりであり、Broadridge社(Broadridge Financial Solutions社)のサービスを利用した会社が284社(77.2%)に上りました。

【図2】バーチャル株主総会に関するサービス提供会社



5. 音声のみ方式が中心

Broadridge社の公表資料によれば、米国で2019年にバーチャル株主総会を利用した326社のうち、バーチャルオンリー型を採用した会社では、97%が音声のみのウェブキャストの方式によっているとされています⁶。このような傾向は、2020年の定時株主総会も特に変更はなかったものと考えられます⁷。

⁶ Broadridge Financial Solutions, *Virtual shareholder meetings – 2019 facts and figures*, available at https://www.broadridge.com/_assets/pdf/broadridge-virtual-shareholder-meetings-2019-facts-and-figures.pdf, at 2.

⁷ 2020年はほぼ全てのバーチャルオンリー型が音声のみの方式によるものであったとの指摘もあります(Douglas K. Chia, *Key Takeaways and Best Practices from Virtual Shareholders Meetings in 2020*, Jul. 2, 2020, <https://corpgov.law.harvard.edu/2020/07/02/key-takeaways-and-best-practices-from-virtual-shareholders-meetings-in-2020/>)。

音声のみの方式による場合であっても、進行に際して用いられるプレゼンテーション資料はインターネット経由で表示されますが、株主が議長をはじめとする会社の役員の姿を見ることはできません。このような実務は、費用の問題、人的・物的資源の制限、通信の安定性の確保、不測の事態への対応の容易性等の観点から形成されたと考えられます⁸。現在の米国におけるバーチャル株主総会の実務における特徴的な側面であるといえるかと思われます。

6. おわりに

本稿では、米国上場会社の 2020 年定時株主総会の動向について分析を行い、その内容の主なポイントをご紹介します。もちろん、このような動向は多分にコロナウイルスの影響を受けたものであり、米国においても引き続き適切な実務を構築する動きは継続するものと考えられます。このような動向を注視しつつ、我が国における会社実務の適切な解釈・運用を模索することが必要と考えられます。



たつみ かおる
辰巳 郁

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士
k_tatsumi@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012-2013 年 Kirkland & Ellis LLP(シカゴ)出向。2013-2015 年法務省民事局(会社法担当、商事課併任)出向。国内外の M&A、組織再編等に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商法を中心とする法制度や実務運用の在るべき形についても積極的に発言。2018 年 10 月よりニューヨーク事務所所属。

⁸ 米国では、投資家向けの説明会が電話会議形式で行われることが多いことも影響している可能性があると考えられます。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>